

セール&リースバック、サブリース取引など 新リース会計基準(案)が 今後の不動産証券化の 実務に与える影響

IFRSのヒッセンズ

- 企業会計基準委員会より新リース会計基準(案)が公表されており、2023年8月4日まで意見募集が行われている。
- 新リース会計基準(案)では、借手は、IFRS16号の定めと同様に、すべてのリース取引について使用権資産およびリース負債を計上することとしている
- 不動産証券化の実務にも影響がある可能性があり、今後も新リース会計基準(案)の審議経過を確認していく必要がある。

さくら総合事務所
公認会計士・税理士
林 健二

新リース会計基準(案) の概要

2023年5月2日に企業会計基準委員会(ASBJ)から、企業会計基準公開草案73号「リースに関する会計基準(案)」等(以下、「新リース会計基準(案)」という)が公表された。

2016年1月に国際会計基準審議会(IASB)よりIFRS16号「リース」が、同年2月に米国財務会計基準審議会(FASB)よりトピック842「リース」が公表されている。国

際的な会計基準と日本における現行のリース会計基準とは、特に負債の認識において違いが生じることとなっており、国際的な比較において議論となる可能性が生じていた。

このような状況を踏まえ、ASBJでも2019年3月より新たな会計基準の開発に着手し、検討を重ねてきた結果、新リース会計基準(案)を公表するに至っている。

新リース会計基準(案)における基本的方針は、借手側および貸手側でそれぞれ次のとおりとなっている。

(1) 借手

IFRS16号と同様に、すべての

リースについて使用権資産に係る減価却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルを採用している。また、IFRS16号のすべての定めを取り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを取り入れることにより、簡素で利便性が高いものとするとともに、国際的な比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いはまたは経過的な措置を定めるなど、実務に配慮したものとする。

(2) 貸手

次の点を除き、基本的に、現行のリース会計基準の定めを維持することとしている。

- ① 企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」との整合性を図る点
- ② リースの定義およびリースの識別

新リース会計基準(案)における現行のリース基準からの変更点とIFRS16号やトピック842との比較

新リース会計基準(案)における主要なポイントは以下のとおりである。また、各項目について、現行の日本のリース会計基準から新リース会計基準(案)での変更点や、IFRS16号やトピック842との比較をまとめると次頁図表1のようになる。

(1) 借手の会計処理

新リース会計基準(案)では、借手は、IFRS16号の定めと同様に、すべてのリース取引について使用権資産およびリース負債を計上することとしている。すなわち、現行のリース会計基準等におけるファイナンス・リースに加え、オペレーティング・リースも含むすべてのリースについて使用権資産およびリース負債を計上することとなる。これにより、借手ではファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分はなくなることとなる。

また、損益計算書においても、I

FRS16号と同様に、すべてのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息費用を計上することとされている。

(2) 貸手の会計処理

前述のとおり、貸手側の会計処理については、基本的に、現行基準の定めを維持している。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分も従来どおり残されている。ただし、新リース会計基準(案)では、ファイナンス・リースの会計処理について、収益認識会計基準において割賦基準が認められなくなったこととの整合性から、現行のリース会計基準適用指針で規定されていた「リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法」を廃止している。

また、現行のリース会計基準では、オペレーティング・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことのみを定めており、収益の計上方法に関する詳細な定めを設けていなかった。この点、新リース会計基準(案)では、フリーレント(契約開始当初数カ月間賃料が無償となる契約条項)やレントホリデー(たとえば、数年間賃貸借契約を継続する場合に一定期間賃料が

無償となる契約条項)に関する会計処理を明確にするため、貸手は、オペレーティング・リースによる貸手のリース料について、貸手のリース期間にわたり原則として定額法で計上することとし、IFRS16号やトピック842と整合的な定めを置いている。

(3) リースの識別

新リース会計基準(案)で設けられた「リースの識別」に関する定めは、現行のリース会計基準では置かれていなかった定めであり、これまで会計処理されていなかった契約にリースが含まれると判断される場合がある。

具体的には、主に次の定めが新たに置かれている。

・ 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合、当該契約はリースを含む。

・ 特定された資産の使用期間全体を通じて、次の①および②のいずれも満たす場合、当該契約の一方の当事者(サプライヤー)から当該契約の他方の当事者(顧客)に、当該資産の使用を支配する権利が移転してい

る。

① 顧客が、特定された資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有している。

② 顧客が、特定された資産の使用を指図する権利を有している。

・ 借手および貸手は、リースを含む契約について、原則として、リースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行う。

新リース会計基準(案)における「リースの識別」の方法は、基本的にIFRS16号と整合したものとなっている。ただし、IFRS16号では「資産が契約に明記されない場合でも黙示的に定められること」によって特定され得る」としているのに対して、新リース会計基準(案)では、単に「資産は通常は契約に明記されることにより特定される」とし、当該IFRS16号の定めやこれに関する設例を取り入れていないなど、細則的なガイダンスについては相違点が存在している。

(4) リース料の定義

新リース会計基準(案)では、「借手のリース料」とは、IFRS16号の

(図表1) 主要な論点における比較

	論点	現行のリース会計基準	新リース会計基準(案)	IFRS16号	Topic842
1	(借手) 会計処理	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分する。 原則としてファイナンス・リースはリース資産・債務を計上し、オペレーティング・リースは費用処理となる。	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分せず、IFRSと同様にすべてのリースについて使用権資産・リース債務を計上するよう現行基準から変更される。	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分せず、すべてのリースについて使用権資産・リース債務を計上する(IFRS16.22)。	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースとに区分するが、オペレーティング・リースについても資産・債務を両建計上する(Topic842-10-30-2)。
2	(貸手) 会計処理	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分する。 フリーレントに関しては明記なし。	現行基準から大きな変更なし。 IFRSと同様にフリーレントはリース期間にわたり原則として定額法で計上することを明記(適用指針案78項、BC149項)。	ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分する。フリーレントはリース期間にわたり原則として定額法で計上する(IFRS16.61～65)。	オペレーティング・リース以外のリースは、販売型リースと直接金融リースに分類。フリーレントの収益認識はIFRSと同様(Topic842-10-25-1～3)。
3	リースの識別	維持管理費用相当額や通常の保守等の役務提供相当額についてリース料総額から控除する(適用指針14項)。	基本的にIFRSの定めと整合させるように変更。ただし、貸手に関しては、現行基準を踏襲した方法との選択適用可(適用指針案5項～14項)。	契約のなかにリース構成部分と非リース構成部分が含まれる場合、契約の対価はそれぞれの構成部分に配分する(IFRS16.12～16)。	IFRSとほぼ同じ(Topic842-10-15-30)。
4	リース料の定義	変動リース料がリース料に含まれるかどうかは明記されていない。	IFRSと整合的な定めに変更。変動リース料のうち業績に連動して支払額が変動するリース料は、リース料の定義に含まれない点もIFRSと同様(会計基準案17項)。	リース料には指数またはレートに応じて決まる変動リース料を含む。また、残価保証がある場合には支払見込み額をリース料に含める(IFRS16.27)。	IFRSと同様(Topic842-20-30-5)。
5	セール&リースバック	リースバックがファイナンス・リースに該当する場合、売却損益は繰延処理。オペレーティング・リースに該当する場合、売却損益の調整なし(適用指針49項)。	本論点に関してのみ、IFRS16号ではなくTopic842と同様の会計処理を採用している。 売却に該当する場合は、全額の取引損益が認識され、IFRSとは異なる定めとなっている(適用指針案51項)。	資産の譲渡が収益認識基準(IFRS15号)における売却である場合でも、取引損益の全額は認識されない(買手・貸手に移転する権利に係る部分に制限)。売却でない場合は金融取引として処理(IFRS16.99～103)。	売却である場合には、IFRSのような制限はなく取引損益の全額が認識される。 売却でない場合は金融取引として処理(Topic842-40-25)。
6	サブリース	ヘッドリースとサブリースはそれぞれ別々に会計処理。ただし、PLにおいて貸手としての受取リース料と借手としての支払リース料の差額を認識する(適用指針47項)。	IFRSと同様に変更。ただし、例外的な定めとして、中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合の取扱いと転リース取引の取扱いがある(適用指針案85項～89項)。	ヘッドリースとサブリースはそれぞれ別個の契約として会計処理(IFRS16.B58)。	IFRSと同様。(Topic842-10-25-6)。

(出所) さくら総合事務所

定めと同様に、借手が借手のリース期間中に原資産を使用する権利に対して行う貸手に対する支払であるとされ、次の5項目から構成されている。

- ・借手の固定リース料
- ・指数またはレートに応じて決まる借手の変動リース料
- ・残価保証に係る借手による支払見込額
- ・借手が行使することが合理的に確定である購入オプションの行使価額
- ・リースの解約に対する違約金の借手による支払額(借手のリース期間に借手による解約オプションの行使を反映している場合)

ただし、原資産から得られる借手の業績に連動して支払額が変動するリース(たとえば、テナント等の原資産を利用することで得られた売上高の所定の割合を基礎とすると定められているようなリース料)などの変動リース料は「借手のリース料」に含まれず、発生時の損益に計上することとされている。

現行のリース会計基準において、変動リース料がリース料総額に含ま

れるかどうか明確な定めがなかったが、この点においてもIFRS 16号と整合する定めが置かれることとなつている。

(5) セール・アンド・リースバック取引

セール・アンド・リースバック取引については、新リース会計基準(案)では、収益認識会計基準等の考え方との整合性を図るため、他の点とは異なりIFRS 16号ではなくトピック842と整合的な会計処理を採用している。

リースバックにより、売手である借手が資産からもたらされる経済的利益のほとんどすべてを享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生じるコストのほとんどすべてを負担することとなる⁽¹⁾場合、資産の譲渡は売却に該当しないと判断するものとし、売手である借手は、当該資産の譲渡とリースバックを一体の取引とみて、金融取引として会計処理を行うこととしている。

一方で、売手である借手による資産の譲渡が収益認識会計基準等により、一時点で損益を認識する売却に該当すると判断される場合、売手である借手は、当該資産の譲渡につい

て損益を認識し、リースバックについて借手の会計処理を行うこととなる。

⁽¹⁾ 借手側においては、フルペイアウトに係る現在価値基準(リース料の現在価値が、現金見積購入価額のおおむね90%以上であること)と経済的耐用年数基準(リース期間が原資産の経済的耐用年数のおおむね75%以上であること)という数値基準は設けられていない。

(6) サブリース取引

新リース会計基準(案)では、サブリース取引については、原資産が借手から第三者にさらにリースされ、当初の貸手と借手の間のリースが依然として有効である取引と定義し、当初の貸手と借手の間のリースを「ヘッドリース」、ヘッドリースにおける借手を「中間的な貸手」と定義し、

たとえば、サブリース取引について、IFRS 16号と同様にヘッドリースとサブリースを2つの別個の契約として借手と貸手の両方の会計処理を行うこととしている。

IFRS 16号においては、本会計処理に対する例外は設けられていないが、新リース会計基準(案)では、サブリース取引の例外的な定めとして、中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合の取扱いと転リース取引の取扱いを定めている点で異なっている。

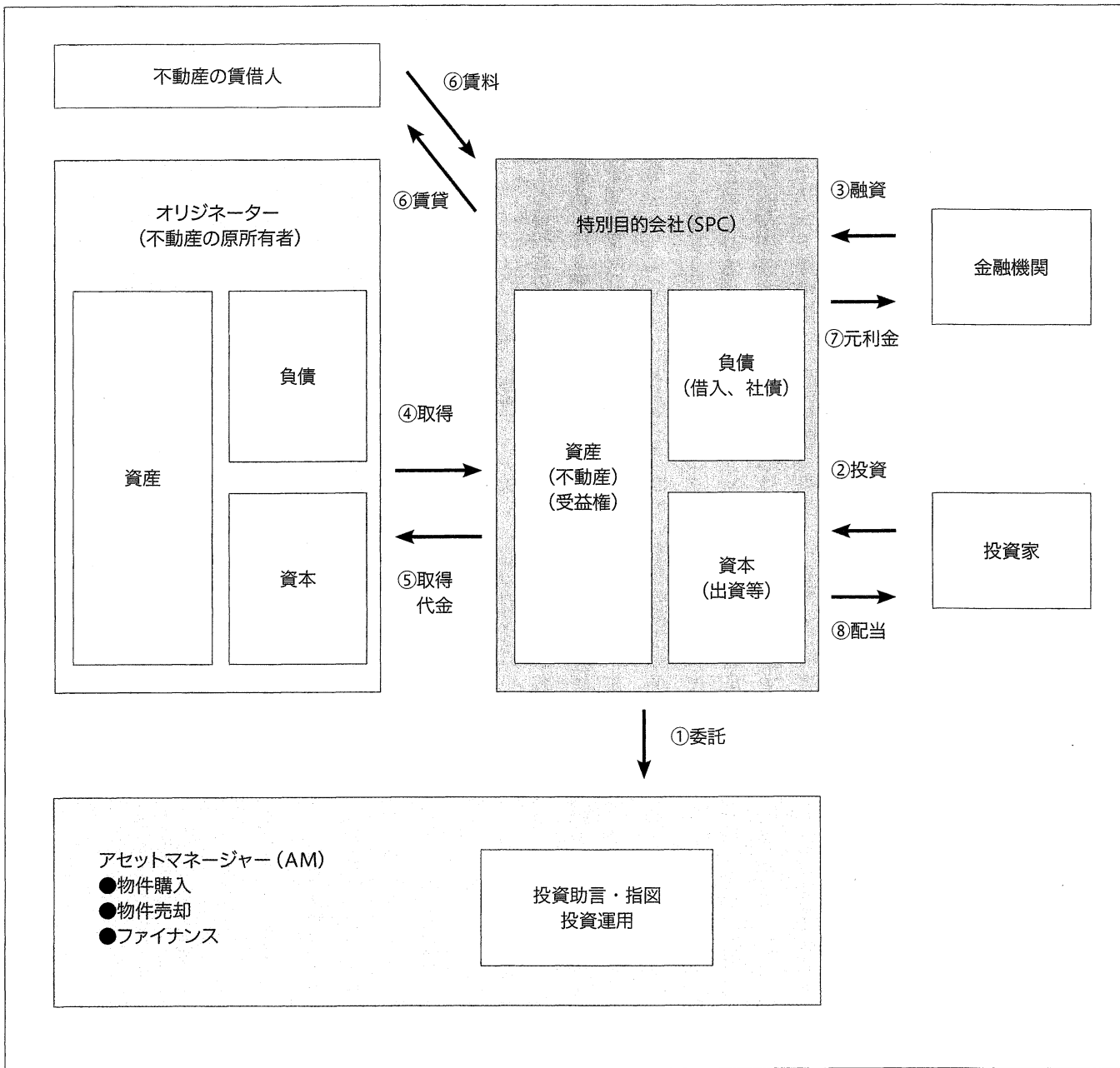
新リース会計基準(案)が今後の不動産証券化の実務に与える影響

不動産の証券化とは、一般に、不動産の保有のみを目的とする特別目的会社(以下、「SPC」という)に不動産を移したうえで、当該不動産のキャッシュ・フローを原資に資金調達を行うしくみ⁽²⁾であるとされており、基本的なしくみは次頁図表2のとおりである。

不動産の証券化を行うことで、不動産の投資単位の小口化が図られるとともに、換金性を高め資産の流動性が向上することにより、投資家により投資しやすくなるメリットがある。

図表2のようにSPCは、オリジネーター(原所有者)から不動産を取得し、賃借人に不動産を賃貸借する。不動産の証券化取引において、SPCの運用期間中の収益の源泉は賃貸借契約における賃料収入となることが通常である。当該賃貸借取引についてはリース会計基準に従って会計処理される必要があることから、今後見込まれる新リース会計基準の適用により、不動産証券化のしくみに

(図表2) 不動産証券化の基本的なしくみ



(出所) 国土交通省「不動産証券化に関する基礎知識」

も影響を与える可能性がある。

(2) 主なしくみとして、①資産流動化法に基づく特
 定目的会社を活用するTMKスキーム、②合同会
 社と匿名組合契約とを組み合わせたGKTスキ
 ーム、③投信法に基づく投資法人を活用したR
 EITスキーム、④不動産特定共同事業スキーム
 などがあり、スキームごとに根拠法令、業務開始に
 あたり必要になる手続、必要な許認可、対象資産の
 範囲、法人税の特例(二重課税の回避)、不動産取得
 税の特例などの点で相違がある。

(1) セール・アンド・リースバツ
 ク取引の活用にも与える影響

不動産証券化のしくみにおいて、
 SPCは通常リース取引の貸手とし
 て関与するが、前述のように新リー
 ス会計基準(案)では、貸手側の会計
 処理は基本的に現行のリース会計基
 準の定めを維持することから、S
 PC側では大きな影響を受けないも
 のと考えられる。

一方で、賃借人(テナント)である
 借手側では、従来オペレーティング・
 リース取引として賃貸借処理が可能
 であったが、新リース会計基準(案)
 では、借手においてはファイナンス・
 リースとオペレーティング・リース
 の区分がなくなり、すべてのリース
 について使用権資産およびリース負
 債を計上することとなる。財務指標
 の観点からは、資産・負債が両建て
 で増加することにより、ROA等の
 指標に大きなインパクトをもたらす
 ことになる。

特に不動産証券化のしくみにおいては、オリジネーターのオフバランスニーズを捉え、セール・アンド・リースバックがしばしば用いられてきた。この場合、売手・借手であるオリジネーターにおいては、「賃借」による取引自体のメリットは変わらないものの、財務上のオフバランス化というメリットは消滅することとなる。このため、「賃借」から「所有」へと切り替える動きが出ることで、証券化スキームの活用が減少する可能性がある⁽⁴⁾。

なお、買手がSPCであることから、不動産流動化実務指針⁽⁵⁾の対象となる不動産の売却取引については、継続的関与等の要件により売却取引が認められないことが定められている。この継続的関与には、「リースバック取引により継続的に譲渡不動産を使用している場合」も含まれるが、リースバック取引がオペレーティング・リース取引であつて、借手が適正な賃料を支払うこととなっている場合、その限りにおいて売却が認められることとされている。この点、新リース会計基準(案)の公表にあわせて、不動産流動化実務指針の改正案も公表されているが、現行の取扱いと同等の定めが置かれることとされており、セール・アンド・リースバックにおけるオリジネーターの売却に係る会計上の取扱いについては大きな影響はないものと考えられる。

(2) サブリース取引を利用するストラクチャーに与える影響

大型の商業施設でテナントの数が相当数になる場合や、集合賃貸住宅など賃借人が多数となる場合には、貸手であるSPCの業務がかなり複雑になることから、不動産物件の効率的な管理・運用のため、不動産の所有者たるSPC⁽⁶⁾が「第三者」に不動産を一括して賃貸(ヘッドリース)し、「第三者」がテナントに対して転貸(サブリース)するストラクチャーが多く用いられている。

すなわち、この「第三者」はヘッドリースの借手であると同時に、サブ

リースにおける貸手としての役割を有しており、新リース会計基準(案)では前記「新リース会計基準(案)」における現行のリース基準からの変更点とIFRS 16号やトピック842との比較⁽⁶⁾「サブリース取引」で述べたように「中間的な貸手」として定義されている。このヘッドリース契約においては、テナントからの受取賃料をそのまま所有者に支払うパスルー型と、テナントから受け取った賃料の多寡とは関係なく一定額の賃料を所有者に支払う賃料保証型とがあるが、不動産証券化のしくみにおいては、パスルー型で行われている場合が多い。

新リース会計基準(案)の審議の過程において、「中間的な貸手」がヘッドリースとサブリースを2つの別個の契約として借手と貸手の両方の会計処理を行うことが取引の実態を反映しない場合があるとの意見があつたことから、中間的な貸手がヘッドリースに対してリスクを負わない場合には、IFRS 16号やトピック842には存在しない⁽⁷⁾、わが国における例外的な取扱い⁽⁸⁾が定められることとなった。

このため、サブリースの利用に関しては、新リース会計基準が適用と

会計全書

〈令和5年度〉

高藤 静樹・中里 実【監修】

包括利益会計基準、企業内容等開示府令、会社計算規則、研究開発税制、インボイス、NISA、相続時精算課税制度等令和5年6月1日現在の会計事務の諸基準・法令をフォロー。

中央経済社



なったとしても不動産の証券化のストラクチャーに大きな影響を与えるものではないと考えられる。

(6) 賃貸借契約の契約主体はSPCが現物不動産を保有するか、不動産信託受益権を保有するかにより異なる。SPCが現物不動産を保有する場合にはSPCが賃借人となるが、不動産信託受益権で保有する場合には、不動産の所有者は受託者である信託銀行等になることから、信託銀行等が賃借人となる。不動産証券化においては、SPCが現物不動産よりも不動産信託受益権を保有するケースのほうが圧倒的に多い。

(7) 日本の不動産証券化において行われるサブリースの形態はパススルー型で行われることが多くあるが、こうしたパススルー型のサブリースは海外では事例が少なく、IFRS16号やトピック842でも取扱いが明確にされていない。

(8) サブリース取引のうち、次の要件をいずれも満たす取引について、中間的な賃手はサブリースにおいて受け取るリース料の発生時または当該リース料の受領時のいずれか遅い時点で、賃手として受け取るリース料と借手として支払うリース料の差額を損益に計上することができるとする新リース会計基準適用指針(案)88項。

① 中間的な賃手は、サブリースの借手からリース料の支払を受けない限り、ヘッドリースの賃手に対してリース料を支払う義務を負わない。
② 中間的な賃手は、サブリースにおける支払額に、サブリースにおいて受け取る金額にあらかじめ定められた料率を乗じた金額である。
③ 中間的な賃手は、次のいずれかを決定する権利も有さない。

- (i) サブリースの契約条件(サブリースにおける借手の決定を含む)
- (ii) サブリースの借手が存在しない期間における原資産の使用方法

(3) 賃貸借契約における賃料の定め方に与える影響

SPCは、保有する不動産から生み出されるキャッシュ・フローのみを裏づけに証券の発行や借入れをしておき、貸付人が返済の引当とできる範囲は当該資産から発生する収益である賃料と売却代金に限定されている。このため、不動産の証券化に

おいて、賃料を規定する賃貸借契約が非常に重要な契約となっている。

この賃料について、賃借人・賃借人の要望が合致する場合には、賃貸借期間の当初の一定の賃料を免除するフリーレントが採用されることがある⁽⁹⁾。現行のリース会計基準においては、フリーレントの会計処理については、明確な定めがなく、①フリーレント期間は会計処理を行わず実際の支払が始まるから賃料を計上する会計処理や、②賃料の総額を契約期間で按分して毎月賃料を計上する会計処理がいずれも認められており、実務上は①の方法により会計処理されることが多かった。しかし、新リース会計基準(案)では、原則として賃手はリース期間にわたり定額法で計上することとされ、①の方法は採用できなくなる。

また、賃料は月額の固定賃料を定めることが多いが、ホテル等のオペレーショナルアセットの場合には売上や利益に連動する変動賃料が採用されるケースも多い⁽¹⁰⁾。前記「新リース会計基準(案)」における現行のリース基準からの変更点とIFRS16号やトピック842との比較⁽⁴⁾「リース料の定義」で述べたように、新リース会計基準(案)では、借手は、固定賃

料はリース料に含められリース負債を計上することが必要となるのに対して、原資産から得られる借手の業績に連動する変動リース料はリース負債の計上額に含めず発生時の損益に計上することとされており、賃料の定め方により会計処理が異なることとなる。

このため、フリーレントを採用する場合には今後は会計処理方法の変更が必要となったり、固定賃料とするか変動賃料とするかで借手は会計処理の差異が生じるため、その結果として賃借人・賃借人の財務内容にも影響を及ぼすことから、賃借人・賃借人の要望にも変化が生じ、賃貸借契約における賃料の定め方に影響を与える可能性がある。

また、賃料の定め方に変化がある場合には、SPCが投資家へ配当できる金額に影響を与えることとなる。とともに、不動産の証券化のしくみにおいてSPCが金融機関より調達するノンリコースローンの契約に通常設定されている財務コベナント⁽¹¹⁾の結果にも影響を及ぼす可能性があると考えられる。

(9) フリーレントが採用される場合には、長期間にわたる賃貸借関係を維持することが前提となっており、解約禁止条項や、中途解約の場合には残りの契約期間の賃料相当額を違約金として支払う条項等が規定されるのが通常である。

おわりに

新リース会計基準は、「20XX年4月1日」公表から2年程度経過した日を想定している。以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用(早期適用も可)することとされている。

現在は、新リース会計基準(案)についての意見募集が行われており(2023年8月4日まで)、提出された意見の内容によつては、現在案から異なる定めが基準内に設けられる可能性もあり得る。このため、(今後も新リース会計基準(案)の審議経過を確認していく必要がある。

林 健二(はやし・けんじ)
さくら総合事務所
公認会計士・税理士
2013年、(株)さくら総合事務所入所。不動産流動化、金融商品組成や運用、事業再生に関する会計税務に幅広く携わる。著書として『SPC&匿名組合の法律・会計税務と評価』(共著、清文社)、『特定目的会社の実務ハンドブック』(共著、中央経済社)、『事業再生と財産評定の実務』(共著、商事法務)などがある。

改正法施行から1年で自社の現在地は

内部通報制度の 再点検と実務対応

実務
解説

セール&リースバック、サブリース取引など
新リース会計基準(案)が今後の不動産証券化の
実務に与える影響

●実務解説

経理パーソン必修!

開示書類作成時における単純ミス発見策

●実務解説

買収・資本提携等への活用時に気をつけたい

簡易組織再編の利用可否判断のポイント

●実務解説

スパイ行為の範囲拡大、法執行権限等も強化

中国「反スパイ法」改正の概要と日本企業の留意点

news

会計

パーシャルスピノフの税効果会計、検討/ASBJ

会計

VCファンドの出資持分についての会計処理、新規テーマへ/FASF、企業会計基準諮問会議

国際会計

最初のIFRSサステナビリティ開示基準、公表/ISSB

他



不動産の

時価評価・減損処理

創立1965年
中央不動産鑑定所

Chuo Real Estate Appraisal Co.,Ltd.

☑ ご相談無料!!

☑ 受付から納品まで
非対面での対応も可能

☑ 年間500件以上の
財務諸表に関する実績

(国土交通省事業実績報告)

役立つ情報、FAQ、
資料のダウンロード
詳しくは、ウェブで

ご相談・お問合せ

CFK 株式会社中央不動産鑑定所
Chuo Real Estate Appraisal Co.,Ltd.

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町3丁目11番10号
PMO日本橋茅場町2F
東京メトロ「茅場町」1番出口徒歩2分



全国対応
国内拠点:東京・横浜・千葉・大阪・高松

TEL 03-5643-3133

URL: <https://www.chu-kan.co.jp/keiri/>

CONTENTS

● July 20th 2023(No.1683)

談
論

ブルシット・ジョブとの付き合い方……………1

酒井 隆史(大阪公立大学現代システム科学研究院)

セール&リースバック、サブリース取引など
新リース会計基準(案)が
今後の不動産証券化の実務に与える影響……………22

林 健二(さくら総合事務所 公認会計士・税理士)

買収・資本提携等への活用時に気をつけたい
簡易組織再編の利用可否判断のポイント……………30

江本 康能(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士)

古波藏 惇(アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業 弁護士)

社会保険料・退職金の取扱いにも注意を
中国出向者への給与所得課税等の
実務の落とし穴……………38

矢野 綾佳(税理士)

スパイ行為の範囲拡大、法執行権限等も強化
中国「反スパイ法」改正の概要と
日本企業の留意点……………44

江口 拓哉(森・濱田松本法律事務所 弁護士)

鈴木 幹太(森・濱田松本法律事務所 弁護士)

実
務
解
説

コ
ラ
ム

●アナリストの眼 映画市場拡大の背景とアナログの再評価……………8

●早わかり ESGトピックス 骨太の方針2023を閣議決定 他……………21

●米国会計基準 今昔ものがたり【第18回】とにかく分厚かった金融商品の基準書①……………29

●「データ分析の森」ガイドマップ【第23回】PL・BS・CFのモデリングを自分で作るポイント……………37

●inほんmation 『監査法人との付き合い方がわかる本』……………57

●情報ダイジェスト……………4

●ランキング 週間ビジネス書ベストセラー……………64

●雑誌論文等の電子的利用について……………64

●本誌の複写利用について……………64